

那珂市避難行動要支援者支援全体計画（概要）

【背景】

平成27年3月に避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に係る全体的な考え方を整理し、重要事項を市地域防災計画に定めたが、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」では、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を策定することが適当であるとされている。

この全体計画は、災害発生時等における要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における要支援者への支援について、その基本的な考え方及び進め方を定めるものである。

【これまでの経緯】

要支援者の支援に関する調査・研究を行うため、関係課及び社会福祉協議会で構成された那珂市避難行動要支援者支援対策検討委員会において避難行動要支援者支援全体計画について、計3回の協議を行った。

【避難行動要支援者支援全体計画の概要】

第1章 総則

1 目的

要支援者自身による自助及び地域で取り組む共助を基本とし、要支援者への情報伝達体制及び避難支援体制の整備・充実を図ること（公助）により、地域の安全・安心体制を強化するとともに、要支援者への支援を目的とする。

2 基本的な考え方

地域における避難支援体制づくりにおいては、要支援者も含めて、住民自らが災害に対する意識を高めるとともに備えをする「自助」や、自治会、近隣住民との助け合い・支え合いによる「共助」が必要となるため、日頃からの地域のつながりを通じた取り組みにより、「私たちのまちは、私たちで守る」という自覚や連帯感を基本とした避難支援体制づくりを推進していくこととする。

第2章 平常時の対策

1 避難行動要支援者の把握（高齢者、要介護者、障がい者など）

- ・本人からの自発的な意思により登録する「手上げ方式」とし、関係課等より該当者へ制度の案内を行う。
- ・対象者は一人暮らしの高齢者、介護保険該当者、障がい者などとなり、災害発生時に、自力で避難ができない者及び避難に時間を要する者等で、生活の基盤が自宅にあり同居する家族等のみでは避難が困難な者とする。

2 避難行動要支援者名簿の作成等

- ・登録された情報を基に避難行動要支援者名簿を作成する。

- ・外部提供について本人の同意が得られた要支援者の名簿情報を、平常時から避難支援等関係者に情報提供し、避難支援等に活用する。
- ・名簿を受領した場合は、受領書を提出する。

※ 名簿の提供先＝避難支援等関係者

- ①自治会及び自主防災組織 ②民生委員・児童委員 ③消防本部、消防団及び警察
- ④社会福祉協議会 ⑤地域包括支援センター、地域支援者及び福祉サービス事業者

※ 避難支援等関係者が名簿の情報提供を受けた場合は、法第49条の13に基づき秘密保持義務が課されるため、市は、避難支援等関係者に対して、法第49条の12に基づき秘密保持義務に関する十分な説明を行うとともに、名簿の管理について適切な対応を求めるものとする。

3 支援プランについて

- ・要支援者本人から日常の生活状況、身体状況等の情報を得て、避難支援等関係者と収集した情報を共有し、避難方法、情報伝達方法等について、要支援者の特性及び実情に合わせた支援プランを作成する。
- ・市は、要支援者の支援区分を詳細に把握するため、社会福祉協議会に要支援者への個別訪問調査を委託し、要支援者の様態、必要とする支援等の調査を実施する。
- ・調査結果をもとに要支援者の支援区分をA～Dに分けるものとする。

支援区分	支援内容	避難先
A	避難誘導や付添が必要 (一般避難所で過ごすことができる)	一般避難所
B	手引き・車いすなどでの避難支援が必要 (支援、配慮を受ければ一般避難所で過ごすことができる)	
C	手話、手引きなどの支援、個室等の準備が必要 (一般避難所では特段の支援、配慮が必要)	
D	医療的ケア、電源を必要とする医療機器、常時の見守りが必要 (福祉避難所で専門的な支援が必要)	福祉避難所

4 普及啓発等

- ・市は防災意識の高揚を図るため普及啓発に努める。
- ・市や地域などで実施する防災訓練等において、要支援者の視点を取り入れた訓練、要支援者が参加する訓練、講演会等を支援する。

第3章 災害発生時等の対応

1 避難のための情報伝達

- ・避難勧告等の情報が迅速かつ確実に伝達できるよう、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を利用し、避難情報等を伝達する。

2 安否確認及び避難支援

- ・支援プランで定めた地域支援者を中心に、地域で連携・協力しながら、要支援者の安否確認及び避難支援を実施する。

※避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援は、あくまでも避難支援等関係者の善意と地域の助け合いにより行われるものであり、災害発生時等において避難支援等ができない場合又は事故等が発生しても、避難支援等関係者が法的な責任又は義務を負うものではない。

※平常時から名簿の提供に不同意であった者への避難支援

災害発生時等において、市は要支援者の生命又は身体を保護するため、避難支援等の実施に必要な限度において、同意のない名簿情報を提供することが適切か否かを判断した上で、避難支援等関係者等に名簿情報を提供することができる。

第4章 避難所等における支援体制

1 避難所における支援

- ・要支援者に配慮し、できる限りのバリアフリー化に努めるとともに、通信手段の確保等の施設設備の充実に努める。また、要支援者に配慮した食糧、介護用品等の福祉用具などの物資の備蓄や各事業者等との協定締結に努める。
- ・避難所においても必要な保健福祉サービスが受けられるよう、平常時からの関係機関及び民間のサービス提供事業者と連携し、必要に応じて保健福祉サービスを提供する。
- ・健康状態や要望の調査結果等を踏まえ、避難所等の責任者は、医療機関又は福祉避難所への搬送について、迅速かつ適切に対応するよう努める。
- ・要支援者が、安心して避難生活ができる体制を整備した福祉避難所と協議や協定を結び、福祉避難所の充実に努める。

2 在宅の要支援者への支援

- ・自宅等にとどまっている要支援者についても、必要な物資の供給及び保健福祉サービスの提供が可能になるよう努める。

【今後の支援体制】

1 支援マニュアルの作成

災害時の公的機関の支援には限界があり、地域のかた同士で協力し、助け合うことが、重要となるため、「共助」における具体的な対策をまとめた支援マニュアルを作成し、これを基に避難支援等の活動を推進する。

2 避難支援等関係者への名簿提供

(1) 自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員

地区まちづくり委員会単位で、自治会、民生委員・児童委員の合同にて説明会を実施し、地域における避難支援体制づくり、支援プラン作成の協力を依頼

(2) 消防本部、消防団及び警察

市関係課、社会福祉協議会と連携し、避難支援等の活動を依頼

(3) 社会福祉協議会

戸別訪問調査、支援プラン作成の委託（H26年度～）

(4) 地域包括支援センター、地域支援者及び福祉サービス事業者

市関係課、社会福祉協議会と連携し、避難支援等の活動を依頼